

○ アナリスト・レポートと開示ガイドラインの関係について

規制（関係法令）	考え方	
	開示ガイドライン改正前	開示ガイドライン改正後
✓ 有価証券の届出前勧誘の禁止 (金融商品取引法第4条) ⇒有価証券の勧誘は、発行者が届出書を提出した後でなければ行うことができない。	ファイナンス時の引受証券会社による当該上場企業に関するアナリスト・レポートは、有価証券の届出前勧誘に該当する可能性がある。	届出前勧誘に該当しない行為を明確化 (開示ガイドライン2-12⑧) ⇒以下の条件を満たすアナリスト・レポートは届出前勧誘に該当しない。 ① 社内において情報遮断に関する適切な措置有 ② 通常の業務の過程において公表等される（新規・再開時を除く。）アナリスト・レポート
✓ 法人関係情報を提供しての勧誘の禁止 (金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号) ✓ 未公表の重要な事実の伝達等の禁止 (金融商品取引法第167条の2)	アナリスト・レポートの公表等を中止された当該上場企業について、「法人関係情報が発生しているのではないか。」と投資家等に推知される懸念がある。	アナリスト・レポートが原則として公表等されることにより、「法人関係情報が発生しているのではないか。」と投資家等に推知される懸念がなくなる。



各社において届出前勧誘の該当性を判断する必要があるため、アナリスト・レポートの公表等が委縮している場合がある。

開示ガイドラインにおいて、届出前勧誘に該当しない行為が明確化されたことにより、アナリスト・レポートの取扱いについて標準化を図ることができる。